

監 事 監 査 報 告 書

平成21年5月27日

学校法人東京歯科大学

理 事 会 御 中

評議員会 御 中

監 事 岡 村 泰 孝

監 事 大 山 萬 夫

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人東京歯科大学寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人東京歯科大学の平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の学校法人の業務、財産の状況及び計算書類等、すなわち事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）及び財産目録について監査を行い、以下の通り報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席したほか、理事等から業務の執行の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、設置されている学校において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人（新日本有限責任監査法人）から監査の報告及び説明を受け、計算書類等につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- （1） 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財政状況を示していると認めます。
- （2） 学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以 上